

患者さまへ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。その時は事前に患者さまには十分説明させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和 6 年 10 月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の 4 分の 1 を患者さまが負担する制度が施行されています。

令和 6 年 10 月

医療機関名： 総合大雄会病院
